

愛知県社会保障推進協議会 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-7 労働会館東館 301
TEL:052-889-6921 FAX:052-889-6931 Email:syahokyo@airoren.gr.jp

第25回あいち社会保障学校

～ 大軍拡・増税、社会保障大破壊 NO！国民のいのち・暮らしを守ろう ～
記念講演 “生活費視点から 全世代型社会保障を考える”

講師・中澤秀一氏 静岡県立大学短期大学部准教授

2つの講座 “国民健康保険”・講師・澤田和男氏、“介護保険”・講師・吉田孫之氏



“2023年あいち自治体キャラバンまとめ”は、日下紀生 保険医協会参事が報告。

3月2日労働会館ホールに68名が参加し、第25回社会保障学校が、愛知社保協と愛労連の共催で開催しました。

森谷光夫社会保障学校校長の挨拶の後、石川県社保協の寺越博之さんが、能登半島地震の被災地の現状をWebで報告、支援を訴えました。

午前中の講義は、国保講座「安心できる国保のために～国民健康保険をめぐる疑問に答える」を講師は澤田和男氏(愛知社保協副理事長)。中央社保協作成の国保パンフをテキストにしなが、国保は国民皆保険制度の土台。加入者の多くは低所得者であり、物価高騰の中で保険料の引き上げが生活苦に追い打ちをかける。国保料引き下げは喫緊の課題。「協会けんぽ並みの保険料引き下げに向け、1兆円の国費投入や市町村の一般会計から国保会計への法令外繰り入れの拡大や、基金。剰余金の活用など」国保料引下げについて言及しました。

介護講座「安心できる介護のために～どうする介護保険制度～」を講師は吉田孫之氏(愛知社保協理事)。

制度創設から25年目、介護保険改定により訪問介護報酬の引き下げを行い、「介護異次元崩壊」とも指摘される。さらに、制度改革も見込まれる中、安心の介護に向け、保険料負担の軽減や、特別養護老人ホームの増設、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業の改善など指摘。運動の強化を訴えました。

記念講演では、「生計費視点から全世代型社会保障を考える」と題して講演。国民生活の貧困我が進む中、さらに政府や財界は社会保障削減を「世代間対立」をあおりながら進めようとしている。最低賃金・年金・生活保護を一体的に改善する世代間の連帯と共同の運動の必要性が強調されました。

第25回あいち社会保障学校 地域要求実現の運動大きく

愛知のいのちを守るために、国民のいのち・暮らしを守ろう。～大軍拡・増税、社会保障大破壊 NO！～

第25回あいち社会保障学校
～大軍拡・増税、社会保障大破壊 NO！国民のいのち・暮らしを守ろう～

2024年3月25日、労働会館ホールにて開催された第25回あいち社会保障学校の様子。講師の中澤秀一氏(静岡県立大学短期大学部准教授)が講演中。

澤田和男氏(愛知社保協副理事長)が国保に関する講演を行っている様子。

吉田孫之氏(愛知社保協理事)が介護に関する講演を行っている様子。

日下紀生氏(保険医協会参事)が2023年自治体キャラバンまとめを報告している様子。

寺越博之氏(石川県社保協)が能登半島地震の被災地の現状を報告している様子。

(右:愛知民報の紹介記事)



2023 年自治体キャラバンのまとめについては、日下紀生氏(愛知県保険医協会参事・左写真)が報告。子ども医療費無料化や加齢性難聴者の補聴器購入助成、学校給食の無償化が前進していることを紹介し、引き続いて地域要求の前進のための共同行動の重視、地域社保協づくりについて強調しました。2023 年まとめ冊子がこの日初めて公開され、今後運動の指針に活用を訴えました。

全体会では、介護保険料引き下げを実現した安城市のとrikumiを、竹内由満子さんが報告(右・写真)。「安城市の介護保険会計を経年的に把握しながら、保険料引き下げ、市民の立場に立った活用の仕方を検討し、引下げの提案をし、安城市長に向け『名』を集約し提出した。その結果、剰余金を活用し 597 円引下げ5200円の保険料を実現した。さらに、年度末に向けて積み立てを予定されている財源でさらに 200 円程度引き下げ 5000 円台に実現できる」との発言でした。粘り強い取り組みが実を結び、今後も継続的に見ていくことが報告されました。



※国保は、中央社保協発行「安心できる国保のために」パンフを資料に講演。現在普及を呼びかけています。ご注文は、右の QR コードから “あいち自治体キャラバンまとめ冊子”1冊300円でご利用できます。お申し込みは、愛知社保協へ
Mail: syahokyo@airoren.gr.jp



【中央社保協ニュース 2024 年 3 月4日 23-30 号より】

2 月 29 日、中央社保協・全日本民医連・全労連は「介護保険制度改善と介護従事者の処遇改善を求める 2・29 国会内集会」を開催し、90 人が参加。新介護署名は、昨年 12 月臨時国会では 6 万 5753 筆提出、今回 17 万 434 筆を提出し、累計で 23 万 6187 筆を提出しました。集会には、共産党、立憲民主党、れいわ新選組



新介護署名 23 万 6187 筆 国会へ提出

から 7 名の国会議員から激励の挨拶を受けました。全日本民医連林事務局次長が介護保険を取り巻く最新情報の報告、介護 7 団体の代表や日本民医連、新日本婦人の会からも代表が発言交流しました。終了後、70 名の厚生労働委員へ、署名の紹介議員応諾への要請行われました。

善を求める 2・29 国会内集会」を開催し、90 人が参加。新介護署名は、昨年 12 月臨時国会では 6 万 5753 筆提出、今回 17 万 434 筆を提出し、累計で 23 万 6187 筆を提出しました。集会には、共産党、立憲民主党、れいわ新選組

訪問介護の報酬引き下げ撤回を！厚労省に 700 の声を提出



中央社保協は同日、訪問介護の基本報酬引き下げ撤回を求め、個人・団体 700 の現場の声を厚労省斎藤朋之審議官に提出しました。

【写真】要請書を手渡す鎌倉幸孝代表委員

2024年度介護報酬改定 処遇改善加算「令和6年度2.5%、令和7年度2.0%」根拠示せず！「事業者の経営努力で可能」と…

2月16日2024年度介護報酬改定の処遇改善問題での厚生労働省問題で、厚労省老健局からレクチャーを受けました。(主催は中央社保協 介護・障害部会。説明者は厚生労働省老健局老人保健課の担当者主査)

1月22日公表された2024年度介護報酬改定案では、「介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う」とされています。具体的には、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化するということです。問題の「加算率」は、現行の3つの加算の最上位の合計「22.4%」を、新加算Ⅰでは「24.5%」へと2.1ポイント引き上げられますが、2年間にわたって $2.5\% + 2.0\% = 4.5\%$ もベースアップ(介護労働者の基本賃金の一律引き上げ)ができるような加算率ではありません。

「2.5%ベースアップ」の計算根拠示せず

社保協側は、「処遇改善加算率が2.1ポイントしか増えないのに、なぜ令和6年度に2.5%もベースアップが可能なのか、どういう計算になるのか示して欲しい」と質問しました。

厚労省の回答は、「加算率は2.1ポイントの引き上げだが、総報酬に率をかけることなり、事業経営は人件費がすべてではないので、2.1%総収入が増えれば、事業所の自主的な賃金改善分も含めるとベースアップ自体は2.5%引き上げが可能だと考えている」というものでした。重ねて、「概算でいいから、2.5%ベースアップ可能な計算根拠を示してほしい」と質問しましたが「お示しするような計算根拠はない」との答弁でした。

次年度2.0%ベースアップは経営努力で？！

さらに、「加算率引き上げは2024年度だけなのに、次年度(2025年度)の『2.0%ベースアップ』の原資はどこからもってくるのか」と質問すると、厚労省担当者は「鋭い質問ですね」と言いながら「事業者の経営努力とか改定による繰越金活用とかで可能ではないかと考える」との答弁で、まったく根拠のない数字であることが明らかになりました。

報酬改定の説明資料で、 $2.5\% + 2.0\%$ のベースアップへと「確実につながる」としながら、1年目の計算根拠も示せず、2年目に至っては「事業者の経営努力」に期待するというのです。ここまでくるとこれは、ペテンのような話と言わざるを得ません。

社保協側は、「大臣折衝で、3年目の対応については、『処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する』としているが、2年目からそのような対応をしないと連続したベースアップはできないのではないかと質問しました。これについて厚労省は「状況を把握して…」と言うだけで、何らまともな答弁はしませんでした。

訪問介護の引下げで処遇はどうなる

ホームヘルパーの基本報酬(訪問介護費)が、2.2%~3.0%引き下げられ、処遇改善加算の加算率引き上げ(2.1ポイント)があっても、マイナスになることについて、社保協側は、基本報酬が引き下げられる訪問介護では、処遇改善にならず処遇悪化になり、「介護現場で働く方々の処遇改善を着実に進めよう」とした大臣折衝事項が守られていないことを指摘しました。

厚労省は、「訪問介護は介護職員がほとんどを占めることから処遇改善加算の効果も大きい。経営状況を見ると収支差率のプラス幅が大きい」と返答しました。

社保協側が、「事業所の格差が大きく、小規模事業所は収支差率は1%台しかなく、一律引下げは理解できない」と追及しましたが、厚労省は「介護報酬は平均的な収支差で決める」と実態を無視した答弁に終始しました。

処遇改善加算があってもマイナス

社保協側は、訪問介護は基本報酬引き下げにより、処遇改善加算一本化による加算率アップがあったとしてもマイナスになること、例えば、基本報酬で12単位マイナスの1時間以上の身体介護では、処遇改善加算の加算率が上がっても6単位のマイナスになり、現行最上位の加算取得の場合はマイナスしかないことを指摘しました。

ごまかしの処遇改善でなく抜本的改善が必要

厚労省レクチャーを通じて、今回の処遇改善一本化は、その目標とする「ベースアップ率」そのものに根拠のないパテンのようなものであり、基本賃金の引き上げにつながるかどうかも疑わしいものであることが明らかになりました。さらに、訪問介護の基本報酬引き下げは、処遇悪化と人手不足に拍車をかけ、介護崩壊を招きかねないものであるにもかかわらず、その危機感すら持っていない無責任な姿勢も浮き彫りになりました。

訪問介護の基本報酬引き下げを中止させ、引上げを実現することが喫緊の課題です。そして、このようなごまかしの処遇改善でなく、介護労働者全員の賃金を、全産業平均水準以上に、全額国庫負担で引き上げる抜本的な改善を目指しましょう。

名古屋市日常生活支援総合事業の報酬単価引き上げを決定

名古屋市は本日の市議会で日常生活支援総合事業のなかで要支援者に対する生活支援型訪問サービスの報酬単価を月92単位引き上げること

生活支援型訪問サービスの報酬単価について

区分	基本報酬(週1回)	考え方
令和4年4月	月972単位	・(身体介助を伴わない)「生活援助中心型45分以上」の単価に処遇改善加算(Ⅲ)相当分及び介護職員ベースアップ等加算相当分を上乗せ
令和6年4月	月1,064単位	・(身体介助を伴わない)「生活援助中心型45分以上」の単価(R5)にR6からの介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)相当分を上乗せ
増減	月92単位 ×11.01	

ことを決定しました。生活支援の報酬単価は3年間据え置かれてきましたが、この間に最低賃金が72円上がり、各事業所では負担を余儀なくされてきました。名古屋市が毎年12月に行う事業者アンケートでも大幅引き上げを求める声が上がっていました。

今年度からの「はつらつ長寿プラン2026」にも市内の事業者からパブコメが寄せられました。愛知

社保協は2月22日に市民の声を名古屋市に届けました。今年も10月に最低賃金の大幅な引き上げが予想されています。いっぽう「まさかの訪問介護報酬引き下げ」で全国の訪問事業所から悲鳴が上がっています。そのなかで名古屋市が大幅引き上げを決めたことはとても重要です。市民が声を上げたことが行政を動かしました。

2024年3月21日

愛知社保協 介護委員会 樽松佐一

愛知県最低賃金と名古屋市の生活支援報酬(週一回・月単位数) 伸び率 2018=100

